

令和3年7月8日

兵庫県内の事業者の皆様  
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本 部 長 (兵庫県知事) 井戸 敏三

## 新型コロナウイルス感染症に係る 施設の使用制限等の協力依頼等について

兵庫県では、新規感染者数の下げ止まりの傾向が続いていますが、東京・大阪での感染増加や変異株への警戒が必要など、引き続き感染再拡大防止に取り組み、絶対にリバウンドを起こさせない必要があります。このため、下記のとおり、営業時間短縮の協力依頼等を行います。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期間 令和3年7月12日(月)から令和3年7月31日(土)まで

2 内容

(1) 多数利用施設

種類・施設例	神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市	東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
運動・遊技施設	・ 20 時 30 分までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は 11 時～19 時 30 分) * 酒類提供の場合は「一定の要件」 (※3)を満たすことの協力要請	・ 21 時 30 分までの営業時間短縮の協力依頼 (酒類提供(※2)は 11 時～20 時 30 分) * 酒類提供の場合は「一定の要件」 (※3)を満たすことの協力要請
劇場、映画館等		
集会・展示施設		
博物館等		
ホテル・旅館 (集会の用に供する部分)	[特措法第 24 条第 9 項に基づく]	
遊興施設	・ イベント開催制限の要件(※4)を準用した施設の運用を要請	
商業施設 (生活必需物資を除く)	・ 入場整理の実施を要請	
サービス業 (生活必需サービスを除く)	・ 感染対策の徹底を要請	

※1 イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※3 7列/6列等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

※4 イベント開催制限の要件

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000 人以下 又は収容定員の 50%以内
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	(≦10,000 人)の いずれか大きいほう

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

\*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

(2) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請 (全ての施設)

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間: 平日 9 時～17 時

(ただし 7/10 (土)、7/11 (日) は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター (協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1

受付時間: 平日 9 時～17 時

◆県ホームページ (施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_soti.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html)